

事務連絡
令和4年8月30日

各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課
各都道府県教育委員会人権教育担当課
各政令指定都市教育委員会人権教育担当課
各都道府県私学主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課

殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る
御協力等について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、別添のとおり内閣官房拉致問題対策本部事務局より北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る協力依頼がありました。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府拉致問題対策本部では、拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題への理解促進を図ることが重要であると認識しており、文部科学省も協力し、児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、従来から、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について、各都道府県教育委員会等を通じて、学校等の関係機関に周知いただけてきたところです。

については、各都道府県担当課におかれては、所管の学校・図書館及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市担当課におかれては、所管の学校・図書館に対し、各都道府県私学主管課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、若い世代に対する拉致問題への更なる理解促進のため、令和4年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に向けて、図書館、学校図書館において、拉致問題に関する図書等の充実に図るとともに、拉致問題に関するテーマ展示を行う等、児童生徒や住民が、手にとりやすい環境の整備への御協力、周知をいただきますようお願いいたします。

なお、図書等に係る問合せについては、内閣官房拉致問題対策本部事務局 政策企画室

にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【本件担当】

＜図書館・学校図書館に関する事＞

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

図書館振興係 近藤、千葉

TEL : 03-5253-4111 (内線 3484)

E-mail : tosyo@mext.go.jp

＜社会教育における人権教育に関する事＞

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

共生社会学習企画係 若林、野口

TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)

E-mail : kyousei@mext.go.jp

＜学校教育における人権教育に関する事、その他本
件事務連絡に関する事＞

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課指導係 増田、荒木

TEL : 03-5253-4111 (内線 3297)

FAX : 03-6734-3735

E-mail : jidous@mext.go.jp

閣副第872号
令和4年8月29日

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 御中

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室

北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る
御協力等について（依頼）

平素より、拉致問題に関する理解促進活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

政府拉致問題対策本部では、拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題への理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、従来から、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について、各都道府県教育委員会等を通じて、学校等の関係機関に周知いただいていたところでした。

つきましては、若い世代に対する拉致問題への更なる理解促進のため、令和4年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に向けて、拉致問題に関する図書等の充実に図るとともに、拉致問題に関するテーマ展示を行う等、児童生徒や住民が、手にとりやすい環境の整備に御協力いただきますよう、各都道府県教育委員会、域内の市町村教育委員会（域内の図書館及び学校図書館）等への周知をお願いします。

また、拉致問題に関するテーマ展示を行うに当たっては、拉致問題啓発ポスターやパンフレットを掲出いただきますよう合わせてお願いします。

ポスターやパンフレットの送付を希望される場合は、下記【問合せ先】にメール（g.rachi@cas.go.jp）にて、以下の必要事項を記載の上、御請求ください。

※必要事項

- 送付先（住所、郵便番号、あて名、電話番号）
- ポスターサイズ（B 2サイズ、A 4サイズの2サイズから選んでください。）
- ポスター及びパンフレットの必要枚数

【本件お問合せ先】

内閣官房拉致問題対策本部事務局 政策企画室 内場

電話：03-3581-8898 FAX:03-3581-3887

e-mail: g.rachi@cas.go.jp